

立憲民主党代表

野田 佳彦 様

## 選択的夫婦別姓制度の導入を求める要請書

2025年2月18日

日本教職員組合女性部

24年10月、国連の女性差別撤廃委員会は、結婚した夫婦が同じ姓になることを定めた民法の規定について、希望すれば結婚前の姓を名乗れる「選択的夫婦別姓」を可能にする法改正を行うよう日本政府に勧告しました。

経団連も6月、「夫、妻それぞれが希望すれば、生まれ持った姓を戸籍上の姓として名乗ることのできる制度の早期実現を求める。選択肢のある社会の実現に向けて、法案を一刻も早く国会に提出し、ダイバーシティ政策の一丁目一番地として、国会で建設的な議論が行われることを期待する」と発言しています。また、最高裁においても「制度のあり方は国会で議論され、判断されるべき」と付言しました。

現在の民法では、婚姻に際して、夫婦のいずれか一方が、改姓の義務を負わされています。改姓は、女性が圧倒的に多く、全体の約95%を占めます（内閣府調査 23年時点）。姓を変えると同時に、戸籍変更、運転免許証や健康保険証、銀行口座の名義変更をはじめ、職場においても様々な手続きが発生し、これらに多くの時間と労力を費やしています。特に、長年使用してきた姓を変更することで、人間関係やこれまで培ってきたキャリア形成に影響を与えるばかりでなく、自身のアイデンティティに大きな影響を及ぼします。

選択的夫婦別姓制度への反対意見として、「家族の一体感が弱まるのではないか」ということが挙げられています。また、夫婦別姓が認められた場合、子どもの姓を決める際の課題が指摘され、子どもの側からの調査結果（産経新聞 24年）も発表されていますが、本制度はあくまでも「選択的」なので、当事者間で話し合えば済むことで、それを一律に統一する必要はありません。現在でも、学校現場では様々な事情から親子やきょうだいで姓が異なる場合がありますが、影響はありません。家族の姓が同

じことのみで家族の一体感が強まるわけではなく、夫婦や親子で姓が違ってても円満な家族もあり、家族のあり方は第三者から押しつけられるものではありません。

別姓を望む夫婦の選択の自由と個人のアイデンティティを守るためにも、選択的夫婦別姓制度の今国会での導入にむけて、下記の事項について要請します。

## 記

1. 民法を改正して、選択的夫婦別姓制度を導入すること
2. 必要な法改正を行い、既に婚姻届けを提出している夫婦についても、選択的夫婦別姓制度を適用可能とすること